

第 19 号議案

東大和市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

東大和市総合計画審議会条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「15名」を「15人」に改める。

第4条第1項第1号中「6名」を「8人」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「3名」を「7人」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。